

福島労働局発表
平成22年 7月23日

担 当	職業安定部 需給調整事業室
	主任需給調整指導官 石澤 義夫
	需給調整指導官 星 保男
	電話 024-528-0336

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

福島労働局長（絹谷 國雄）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

1 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

名 称	株式会社大槻電子
代表者の職氏名	代表取締役 古川 開
事業所の所在地	福島県郡山市大槻町字室ノ木東20-2
許可に関する事項	許可年月日 平成17年3月1日 許可番号 般07-300041
処分理由及び処分内容	別紙1のとおり

2 労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

名 称	株式会社PMCテクニカ
代表者の職氏名	代表取締役 中尾 廣紀
事業所の所在地	福島県郡山市桑野2-31-5
許可に関する事項	許可年月日 平成18年3月1日 許可番号 般07-300087
処分理由及び処分内容	別紙2のとおり

株式会社大槻電子

1 処分理由

(1) 株式会社大槻電子（以下「大槻電子」という。）は、平成18年10月1日から平成21年11月30日までの間、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせ毎の派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことを適正に行わず、
- ② 同条第5項に違反して、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ派遣元事業主に対して、派遣受入期間の抵触日を通知せず、
- ③ 同法第40条の2第1項に違反して、派遣受入期間の抵触日以降も継続して労働者派遣の役務の提供を受け、
- ④ 同法第41条に違反して、派遣就業に関し同条第1項各号に掲げる事項を行わせるための派遣先責任者を適正に選任せず、
- ⑤ 同法第42条第1項に違反して、派遣先管理台帳を適正に作成しないまま、複数の派遣元事業主から、延べ6,287名の労働者派遣の役務の提供を受けるとともに、この派遣労働者につき、法定の除外理由がないのに、職業安定法第44条に違反して、複数の供給先に対する労働者供給事業を行い、供給先の指揮命令の下で製造の業務に従事させたこと。

(2) 株式会社大槻電子は、平成18年10月1日から平成21年9月30日までの間、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせ毎の派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことを適正に行わず、
- ② 同条第6項に違反して、派遣可能期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結し、
- ③ 同法第32条第1項に違反して、労働者を派遣労働者として雇い入れする際に、その旨を明示せず、
- ④ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し、同条に規定する事項を適正に明示せず、
- ⑤ 同法第35条に違反して、労働者派遣をする際に、同条各号に掲げる事項を派遣先へ適正に通知をせず、
- ⑥ 同法第35条の2第1項及び第2項に違反して、抵触日の一月前の日から抵触日の前日までに派遣先及び派遣労働者に対して当該抵触日以降労働者派遣を行わない旨の通知をせず、派遣可能期間の抵触日以降も継続して、
- ⑦ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を適正に作成せずに、派遣先に対し、労働者派遣事業を行っていたこと。

2 処分内容

(1) 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

大槻電子における労働者派遣事業を、平成22年7月24日から同年8月23日までの間、停止すること。

(2) 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

イ 大槻電子において、平成22年7月1日から平成22年7月22日までに行った又は役務の提供を受けた全ての労働者派遣及び同期間中に行った又は発注した全ての請負事業について、労働者派遣法又は職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に

- ① 労働者派遣法第26条第1項、第5項及び第6項
- ② 労働者派遣法第32条第1項
- ③ 労働者派遣法第34条第1項
- ④ 労働者派遣法第35条
- ⑤ 労働者派遣法第35条の2第1項及び第2項
- ⑥ 労働者派遣法第37条
- ⑦ 労働者派遣法第40条の2第1項
- ⑧ 労働者派遣法第41条
- ⑨ 労働者派遣法第42条
- ⑩ 職業安定法第44条

に係る事項について、重点的に点検すること。

ロ 処分理由の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ハ 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。

株式会社PMCテクニカ

1 処分理由

株式会社PMCテクニカ（以下「PMCテクニカ」という。）は、平成18年10月1日から平成21年9月30日までの間、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせ毎の派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことを適正に行わず、
- ② 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同条各号に規定する事項を適正に明示せず、
- ③ 同法第35条に違反して、労働者派遣をする際に、同条各号に掲げる事項を派遣先へ適正に通知をせず、
- ④ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を適正に作成せず、

さらに、派遣先が、派遣労働者を供給先の指揮命令の下で製造の業務等に従事させる労働者供給事業を行っていることを知り得ていたにもかかわらず、当該派遣先に対し、派遣労働者延べ6,262名にわたる労働者派遣事業を行い、もって当該派遣先が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) PMCテクニカが、平成22年7月1日から平成22年7月22日までに行った又は役務の提供を受けた全ての労働者派遣及び同期間中に行った又は発注した全ての業務請負について、労働者派遣法又は職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の条項等について、重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第26条第1項
- ② 労働者派遣法第34条第1項
- ③ 労働者派遣法第35条
- ④ 労働者派遣法第37条
- ⑤ 職業安定法第44条

- (2) 処分理由の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。

参 考

○ 労働者派遣法

(許可の取消し等)

第14条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、法第5条第1項の許可を取り消すことができる。

- 一 第6条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当しているとき。
- 二 この法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第9条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(派遣労働者であることの明示等)

第32条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあっては、その旨を含む。）を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であって、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあっては、その旨を含む。）を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であって厚生労働省令で定めるもの

三 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触するこ

ととなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であって、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務。

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福

社に関する法律第2条第2号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

(派遣先責任者)

第41条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。

イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）

ロ 当該派遣労働者に係る第39条に規定する労働者派遣契約の定め

ハ 当該派遣労働者に係る第35条の規定による通知

二 第40条の2第5項及び次条に定める事項に関すること。

三 当該派遣労働者からの申出を受けた苦情の処理に当たること。

四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。

五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第42条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣先事業主の氏名又は名称

二 派遣就業した日

三 派遣就業した日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間

四 従事した業務の種類

五 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

七 その他厚生労働省令で定める事項

2 派遣先は、前項の派遣先管理台帳を三年間保存しなければならない。

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

◇労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第14条第2項の規定による命令

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

(罰則)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

四 第14条第2項又は第21条の規定による処分に違反した者

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

三 第49条の規定による処分に違反した者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第34条、第35条、第35条の2第1項、第37条、第41条又は第42条の規定に違反した者

職業安定法

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(罰則)

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

九 第44条の規定に違反した者

(株) 大槻電子等に係る二重派遣について

